

令和7年5月15日

各自治会長・町内会長 様

早島町長 佐藤 博文

民生委員・児童委員候補者の推薦について（ご依頼）

平素から町行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在の民生委員・児童委員の任期が本年11月30日で満了いたします。民生委員・児童委員は、高齢者・障がい者・児童等を中心に、地域住民の身近な相談・支援者として活動を行っており、地域に密着し住民の立場に立った活動がさらに求められています。

そのため、住民自治組織である自治会・町内会から候補者を推薦していただき、各種活動においても自治会等と連携し効果的な活動に努めていただくことが必要と考えています。

つきましては、**別添1**担当地区割資料、**別添2**民生委員・児童委員の概要を参考に、貴地区の候補者を**別紙**によりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、民生委員・児童委員が複数の地区を担当する場合は、別添1の関係自治会長・町内会長によりご協議くださいますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---------|--------------------|---------------------------|
| 1. 添付資料 | 別添1 | 民生委員・児童委員担当地区割資料 |
| | 別添2 | 民生委員・児童委員の概要 |
| | 別紙 | 民生委員・児童委員候補者の推薦について … 提出用 |
| 2. 提出期限 | 令和7年7月1日（火） | |
| 3. 提出先 | 早島町役場住民福祉部 健康福祉課 | Tel 4 8 2 - 2 4 8 3 |

別添1

●民生委員・児童委員担当地区割資料(令和7年12月一斉改選)

地区名	今回推薦依頼委員数
矢尾	1
イトーピア	
日笠山	1
官舎	
若宮	2
無津	1
真磯台	1
塩津	1
市場	2
塩地	1
花町	
小浜	
頓行	
中山	1
大池	1
ニュー早島	
金田	1
下野	
備南台	
噂島	1
長津・畑岡	1
宮崎	1
弁財天	
舟本	1
片田	1
三軒地	1
久々原	
前潟	2
下前潟	
主任児童委員	2

※各委員のご連絡先につきましては、健康福祉課窓口までお問い合わせください。

別添 2

民生委員・児童委員の概要

資 格

- (1) 早島町町議会の議員の選挙権を有すること。
具体的には、満 18 歳以上の日本国民であって、引き続き 3 ヶ月以上早島町内に住所を有し、公職選挙法等に定められた欠格条項に該当しないことをいいます。
- (2) 人格識見高く、広く社会の実情に通じていること。
- (3) 社会福祉の増進に熱意のあること。
- (4) 児童委員としても適任であること。
- (5) 年齢については、新任の場合は、原則として 72 歳未満の者（適格者が得られない場合は、72 歳以上の者の推薦も可能）、再任の場合は、できる限り 75 歳未満の者（年齢は令和 7 年 1 2 月 1 日現在）

留意事項

- (1) 職務上知り得た秘密を守ることができること。
- (2) 民生委員・児童委員活動に必要な時間をさくことができること。
- (3) 常勤の会社員等の方は、民生委員・児童委員活動に対する雇用主の「承諾書」を
の交付が受けられること

主な活動

- 心配・悩みごとの相談
- 訪問や見守り活動
- 高齢者のつながりづくり
- 児童や妊産婦に対する支援
- 関係機関との連携
- 研修会や会議への参加

職 務

民生委員・児童委員の職務は、民生委員法や児童福祉法で規定されています。

1 民生委員の職務（民生委員法第14条）

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- (6) 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

2 児童委員の職務（児童福祉法第17条）

- (1) 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- (2) 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (4) 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- (5) 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

(別 紙)

令和 年 月 日

早島町長 佐 藤 博 文 様

推薦者 _____ 自治（町内）会長
_____ 自治（町内）会長
_____ 自治（町内）会長
_____ 自治（町内）会長

民生委員・児童委員候補者の推薦について

当地区担当の民生委員・児童委員として下記の者を推薦します。

記

住 所	早島町 番地
氏 名	
生年月日	

※任 期 令和7年12月1日～令和10年11月30日